

第8回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後14時00分～午後15時00分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一 2番 西村 恒男 3番 欠 席 4番 小宮 広督

5番 須藤 時夫 6番 佐藤 孝義 7番 山田 政文 8番 鈴木 明雄

9番 原 泉 10番 安藤 睦美 11番 平山 正幸 12番 清水 秀幸

13番 矢頭 恵造 14番 久嶋 昇

欠席者 3番 山崎 公江委員

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第21号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件

議案第22号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件

議案第23号 大月農業振興地域整備計画の一部変更に対し意見を求める
件

日程第3 報告第11号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 それでは皆さんお揃いですので、始めたいと思います。

互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席く
ださい。

ただいまより、令和4年第8回農業委員会総会を開催いたします。

会長挨拶。米山会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。8月も後半に入りまして、ここにきて夏の暑さも急に和らぎ、秋の気配を感じる涼しい季節になりつつあります。

振り返って見ますと、今年の夏は毎日 30 度を超す真夏日が非常に多く、そのせいかいつもの年より農作物の成長が早くて、秋の収穫もこのままいきますと何時もより早いではないかと、戸惑っています。皆さまの中にもそんな人が居ると思いますが、それなりに対応していただければと思います。

それ以上に心配なのは、誰もが心配しておりますコロナへの感染の拡大の問題であります。山梨県におきましては、連日 1000 人を超える感染者が確認されております。

大月市におきましても、昨日が市内で 28 名の感染者、その前の 23 日には 41 名と大勢の感染者が新聞紙上にでていました。

私の身近な所でも、噂ではあの家で出たとか、この家で出たという言葉が耳に入っていますが、何時、自分が感染するか分かりません。皆さんと共に十分気を付けたいと思っています。

さて、本日の総会の議題も多くなっていますが、会長あいさつも少しだけ割愛させて頂きまして、皆さまのご希望通り早めに終わらせたいと思います。

重要な案件の審議に集中し、円滑に進行されればと考えております。

何時ものようにご協力お願い致します。

事務局 続きまして、開会宣告。会長申し上げます。

会 長 本日は、山崎公江委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議 長 規則に従い議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

13番、矢頭 恵造委員、14番、久嶋 昇委員を指名致します。

日程第2 議案第21号

議長 日程第2、議事に入ります。議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程致します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは1ページですが、農地法3条の申請について説明致します。

2・3ページの地図と4ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑と田で面積は併せると〇〇〇㎡になります。

場所は、〇〇の〇〇の田園地帯の一角、北側と南側になります。ちょっと離れていますが、すぐ近くの〇〇の一角になります。

〇〇という字になっていますが、すぐ近くの場所になります。

譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

〇〇さんについては、何回もこの総会に上がっていきまして、〇ヶ月前にも3条で農地の贈与を受けるという申請があり、許可となっております。

その後、同じ譲渡人の〇〇〇〇さんより「もう大月市に戻ってくる予定がない、そして大月市にある農地全部を処分したい、今までに〇〇さんに託していましたので、全部譲りたい」という話になっており、前回出された申請の残りの〇筆をここで全て贈与したいという申請です。

〇〇さんについてはご存じの方も多いかと思いますが、タマネギ中心に最近ではナスなど幅広く野菜を栽培しております。

写真にあるように、狭い面積ですが、すでに大分整備をしております。

若宮の方ですけど、半分山にかかっている部分もありますが、農地の部分は既にナスなど植えて整備もしており、こんなような状態です。

以上ですけど、ご審議お願いしたいと思います。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いしたいと思います。

地区担当の鈴木明雄委員にお願い致します。

鈴木委員

猿橋担当の鈴木です。過日 17 日の日に会長、竹下氏、事務局、産業観光課の鈴木さんと現地に伺いまして見て来ました。

前々月ですか、〇〇さんに贈与があった残りの部分が出てきたような感じだと思うのですが、前回許可になりました所から〇〇㎡ですが、非常に近い場所で、堰堤の道路に面して、写真は非常に大きく映っているのですが、実際にそれは〇〇㎡しかありません。

耕作は耕して有って綺麗になっています。

そして、もう一ヶ所の〇〇は、〇〇㎡の所は東側で、〇〇の方は全く西側です。

〇〇の端と端になるのですが、〇〇の所は写真の右側が崩れの関係が有って、堰堤というかダムみたいな物が工事中であります。

〇〇〇〇さんにつきましては、事務局が言ったとおり、こちらに居ないと言う事で前と同じように贈与と言う事で問題ないと思いますが、ご審議をお願いします。

議長

只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

山田委員

事務局はこの写真間違っていない。

どう考えたって〇〇㎡には見えない。

縄伸びがあるのかな。

事務局

〇かける〇ですけど。三角形のような。

山田委員

良いのですが、資料として保存するのですよ。

事務局

もう一回一寸確認してみます。

確認して差し替えるなりしたいと思います。

山田委員

差し替えるなりしたほうがよろしいかと思えます。

議長

外に何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 22 号

議 長 続きまして議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 農地法第 5 条の申請について説明いたします。

申請番号 1 について説明します。

7 ページの地図と 8 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇〇㎡です。

場所は、〇〇地区にあります〇〇〇〇〇のすぐ隣になります。

譲渡人は〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇です。

転用目的は、資材置場です。譲受人の〇〇〇〇〇は、主に〇〇の〇〇〇で林業を営んでおり、この度事業拡大に伴い資材置き場を新たに設けたいと言う計画です。

場所は、地図では小さくなって見づらいですが、譲受人の〇〇〇〇〇〇の自宅のすぐ前になる場所です。

場所としても近くて便利であると言う事と、林業であるためチェーンソー等を扱うため安全な場所であるという事でこの場所を求めたいという事です。

譲渡人の〇〇〇〇〇〇は、今年になって相続で土地を受けました。先代が梅の木などを植えている様子ですが、場所自体は写真の奥の方が大分傾斜になっていまして、畑としてこれ以上利用するのはちょっと難しいと思います。このまま求めている譲受人に売りたいという事で、申請がありました。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いしたいと思います。

地区担当の矢頭恵造委員にお願い致します。

矢頭委員 17 日の日に、事務局それから会長と現地を見てまいりました。

今説明が有ったとおり、〇〇さんは場所が〇〇の〇〇〇の直ぐ近くと

言う事で、家の前の土地を求めていたと言う事です。

現在、〇〇〇の〇〇〇などを仕事場として林業をしているようです。

この写真に有るように、向こうに見えるのが、これが〇〇の、〇〇〇
その手前の所がこういう場所で、その駐車場それから資材置場等に使
いたいと言う事で申請が有りました。

特に問題はないと思いますけど、現地調査の報告とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして申請番号 2 について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号 2 について説明します。

9 ページの地図と 10 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇〇〇
㎡の内の〇〇〇㎡を使う予定です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側になります。

賃貸者となりまして、賃貸人は〇〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇になります。

転用目的は、資材置場及び駐車場のための一時転用です。

〇〇の鉄塔の老朽化による建て替え工事を行うため、そのための資材
置場とクレーン車などの重機の駐車場を確保する計画です。

鉄塔工事については、電気事業者の場合は許可不要になります。

〇〇も電気事業者として認められておりますために、その地図を見
ていただくと道路から横に細長くなっている道があるかと思いますが、
そこは工事をするために必要な道路という事で、ここはずうっと農地で
すが、この部分については許可はいらぬという判断です。

鉄板を敷いたりしてそこに重機とか入る道を確保するという事で計画

しているのですが、その部分は許可はいらないと、しかし資材置場や駐車場その他休憩所などについては一時転用許可が必要になるため、ここで申請となりました。

鉄塔の付近、この辺は全て鉄板を敷いて、下の農地に影響がないようにして行う計画で、一時転用期間は令和〇年〇月〇〇日までということになっております。

写真がありますが、このように農地の真ん中に、すでに鉄塔が建っているのですが、近くで見ますとだいぶ老朽化してしまっていて、下のコンクリなども大分傷んできておりここで建て替えをしたいと言う事で、申請がされました。

以上ですが、ご審議をお願いします。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、私の担当地区ですので、私から説明致します。

米山委員 ただいま、事務局より説明がありましたように、大分この鉄塔も古くなってしまっていて、傍に行けば目立つのですが、非常に錆も出てしまっていて、替えた方が良くないと私も思いました。

現地調査でこの周りを毎年見るのですが、〇〇〇〇さんは特に耕作はしていません。

草を刈って管理をしております。〇〇さんの土地が非常に長くて全部が通路になりますが、鉄板を敷いて通路と言う事ですが、このほとんどが〇〇さんの農地になっております。

幸いと言っては失礼ですが、耕作はしてないで、草を刈っているだけですので、元通りにするのにも簡単だと思います。

特に問題はないと思いますが、皆様のご審議よろしくをお願いします。

以上で、私の説明を終わらせて頂きます。

議長 只今、事務局と担当の私の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長

続きまして申請番号 3 を上程します。

申請番号 3 では、〇〇委員の所有する土地についての申請ですので、
〇〇委員には審議の間、退席頂く事になります。〇〇委員、退席をお願い
します。

それでは申請番号 3 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

申請番号 3 について説明します。

11 ページの地図と 12 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は田で面積は〇
〇〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇の大月側に渡った西になります。

賃貸人は〇〇〇〇及び〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。

〇〇〇〇さんは亡くなっており、〇〇委員はそこご長男で相続者の代
表で、今回の申請者の一人になるという事で、担当から外れていただき
ました。

皆さまご記憶にあるかと思いますが、令和〇年〇〇月の台風〇〇号の
被害により〇〇橋の橋脚が被災し、新しい〇〇〇〇が令和〇年の〇月に
開通しました。

それに伴い、旧の〇〇〇〇を解体撤去する事になり、その資材置場及
び作業ヤードとしてこの場所を確保したいと言う計画です。

道路の舗装を最初請け負ったのは〇〇〇〇という会社ですが、〇〇〇
にあります。

それが緊急だったと言う事もありまして、土地を造成し、そのまま飯
塚工業が引き継いだ形になります。

この工事自体が国交省の所管する災害復旧工事であり、新しい橋の工
事と重なったため、場所の確保が必要だったと言う事で、所有者の方も
公共工事として、その部分を承諾したと言う事のようにです。

この度、公共工事でも建設会社の作業ヤード、資材置場という事につ
いて、一時転用が必要だと分かり追認の形になりますが、ここで申請と
なりました。

経緯理由については、以上のような事です。

工事終了後は、土を入れて農地に復元するという計画であります。

一時転用期間は、令和〇年〇月〇〇日までと言う事です。

以上ですけど、ご審議をお願い致します。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、隣接する地区の平山委員に現地調査をお願いしてありますので平山委員お願いします。

平山委員 農業委員に関する法律 31 条で、議事参与の制限で同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ない、という規定がございます、初狩は〇〇委員の担当地区であります、隣の〇〇地区という事で、17 日に会長・事務局と現地を見てきました。

地図は事務局から説明がありましたとおり、新しい橋が架かっておりまして 2 個と言う地図になろうかと思いますが、何分今日は考慮をお願いしたいと思います。

本来でしたら転用の申請をする時には、現況の地というかそのままではないと、本来ならば申請は出来ないのですよね、災害復旧の緊急の必要がございますので、特に問題はなかろうと思います。

雑ぱくでございますが、以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

はい、山田委員。

山田委員 前、どこか違う会社が借りていたと言う事だが、農業委員会に掛かっていたと言う事は。

事務局 それは掛かってないです。

山田委員 なぜ今回。

事務局 ここで必要だと言う事が分かったために、〇〇〇〇の方から申請が出たと言う事です。

山田委員 前は必要だったのにやらなかったと言う事。

事務局 緊急だったと言う事と、借りる時に国交省がどんどん緊急だからここを借りるといったそうです。国交省が自分で借りると言う事になると、許可はいらないのですが、会社が使うと言う事になると許可が要ると言う事で、前の会社は借りてそのままにして、〇〇〇〇に引き継いだと言う事です。

山田委員 前回も国交省の事業で受けた業者が、今回と同じような手続きをしなければいけなかった。

それをしないで、今回、〇〇さんが受けたら、手続きをしなければいけないと言う事で今回ちゃんと手続きをした。

本来現況は畑でなければいけないのに、すでになっていたと言う事です。すね。

〇〇さんのお父さんは亡くなっている。相続はまだ出来てないと言う事ですか。

事務局 まだされてなくて、相続人全員の印鑑で申請を出しております。

議長 他に何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

ここで、〇〇委員に戻って頂きます。

議案第 23 号

議長 続きまして議案第 23 号大月農業振興地域整備計画の一部変更計画に対し意見を求める件を上程します。

農振については、産業観光課農林業担当の所管でありますので、説明を農林業担当の鈴木秀和君にお願いします。

鈴木主査 産業観光課 農林業担当の鈴木です。よろしく申し上げます。

13 ページ、議案第 23 号大月市農業振興地域整備計画の一部変更に対し意見を求める件につきまして、着座にてご説明します。

農振除外は、その必要性や緊急性、他の土地への代替性が無いこと、纏まった農地利用等、周囲の農地への影響がないこと、土地改良施設への機能に支障を及ぼさないこと、土地改良事業が実施してから年数が経

過していることといった要件を満たしているかを判断して行うこととなり、経済事情の変動、その他情勢の推移により、必要が生じたときで、その土地を、農業以外の目的で使用する際に、市町村農業振興地域整備計画の趣旨に反しない場合には、計画を変更することができるものと定められており、個別の申出について「随時見直し」を行います。

事務手続きにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、農業委員会の意見を求める事となっております。

今回は、令和4年2月1日から2月28日に、計画の一部変更のため農振除外の受付をしたところ、届出により6地区・8案件ありました。

13 ページの「大月市農業振興地域整備計画変更個別一覧表」の順にご説明します。

14 ページ、申請番号1 ○○○○○○○○○○○番○、場所は、○○○○の○○○の○○に隣接した所になります。

転用事業者は、○○○○○○○、○○の○○の用地不足に伴い、○○に隣接した土地を確保したいという内容であります。

15 ページ、現地の状況写真になります。

周囲は、○○及び○○所有の農地となっており、周囲の農地への影響はありません。

16 ページ、申請番号2・3 ○○○○○○○○○○○番○、場所は、○○○○○○○の南側になります。

空き家になった実家に、県外から兄妹で移住するのに、兄の○○○○が実家に移住し、居宅を建築し、その敷地の西側に新たに妹の○○○○が居宅を建築する内容であります。

17 ページ、現地の写真になります。

周囲は、申請者の実家と道路と隣接する宅地に接しており、周囲の農地への影響はありません。

18 ページ、申請番号4・5 ○○○○○○○○○○○番○、○○○番○、場所は、○○○○○の○○○○○の北東側で、住宅と農地が混在している所になります。

○○○番○（西）と○○○番○（東）の2筆に、姉の○○○○、妹の○

〇〇〇姉妹が市外から大月市へ戻り、居宅をそれぞれ新たに建築する内容であります。

〇〇〇番〇の面積を増やし、〇〇〇番〇の面積を減らします。

19 ページ、現地の写真になります。

周囲は、北西に農地がありますが、住宅地になっており、周囲の農地への影響はありません。

20 ページ、申請番号 6 〇〇〇〇〇〇〇〇番、〇〇〇番、場所は、〇〇〇〇の東側で、住宅と農地と事業所が混在しているところになります。

〇〇〇地区内にある会社（〇〇〇〇〇）の事業拡大により、従業員の駐車場を会社の近くに確保する必要がある内容であります。

21 ページ、現地の写真になります。

周囲は、住宅に接しており、〇〇〇番の北側及び〇〇〇番の東側には〇〇〇〇〇の〇〇の自宅があり、周囲の農地への影響はありません。

22 ページ、申請番号 7、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、場所は、国道〇〇号〇〇〇地内になり、住宅が多く所在するところになります。

国道の拡幅に伴い、〇〇氏の既存の住宅敷地への進入路の勾配が急になり、使用できなくなることから、既存の住宅敷地に隣接した〇〇氏の所有する畑の農振を一部除外し、分筆し、農地転用し、進入路を新たに設置したい内容であります。

23 ページ、現地の写真になります。

写真の左側の法面の部分になります。

周囲は、住宅及び道路に接しており、周囲の農地への影響はありません。

24 ページ、申請番号 8 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇番内〇〇、場所は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇の西側にある、地域の〇〇〇〇〇の一部の敷地です。

25 ページ、現地の写真になります。

当該地は、昭和 27 年 7 月の農地法施行以前から、旧〇〇村の〇〇〇〇〇〇〇の一部として利用されていることが、当該地にある〇〇や建立されている〇〇によって確認されたため、農用地として設定されたことが誤りであ

り、事務錯誤として農用地利用計画から削除することとします。

周囲は、西側に農地がありますが、隣接する北側南側東側の3面は〇〇であり、周囲の農地への影響はありません。

各案件については、8月17日(水)に会長さんと当該エリアを担当されている農業委員さんとで現地にて状況をご確認いただき、説明を行いました。

今後の事務の手続きは、農業振興地域整備計画の変更の公告・縦覧等を行い、山梨県との協議が終了後、決定され、農振地域から除外されます。

その後、申し出者から改めて農業委員会へ、農地転用の申請をして頂く事となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

議長 それぞれについて、現地確認をしておりますので、地区担当委員から説明願ひします。

最初に、整理番号1、真木地区担当の平山委員から願ひします。

平山委員 ただいま事務局から説明が有ったとおりであります。

周りは〇〇〇の〇〇になっておりまして、〇〇にしたいと言う土地であります、周りの農地にも特に問題はありませんので、よろしく願ひいたします。

議長 整理番号2・3、梁川地区担当の久嶋委員に願ひします。

久嶋委員 ただいま事務局から説明が有ったとおり本当にそのとおりです。

場所は〇〇センターの南側に当たり、道路状況もそんなに悪くなく、周りも人家が囲むように建っておりまして、私も利用状況で見ているのですが、草を刈る程度の農業というか、その位の処置しかしていないので、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願ひします。

議長 整理番号4・5、畑倉地区ですが私から説明します。

米山委員 只今、説明が有りました〇〇〇〇さんが地主になっており、現在、〇〇〇の方で姉妹と〇〇さんと妹と母親〇人で〇〇〇の方で借家住まいをしておりますが、色々の関係で〇〇さんが相続しまして、すぐ家を建てたかったのですが、農振等の関係が有りまして、現在、農振の申請が有

りましたので、今回の申請になりました。

特に写真に出ているとおり、周りは住宅地に徐々になっておりますので、周りの方に賛成を得られればそのまま住み着いて頂ければ、〇〇〇から大月市への転入でありますので、大月市の人口も母親含めて〇名が増えるのではないかと考えております。

特に問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長

次に、整理番号 6、猿橋地区担当の鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

現在〇〇地区に〇〇〇〇〇が事業の拡大をしております、許可になっております所が両側で 34 台、〇〇〇〇〇の北側の所に 20 台近く、隣に来客用 10 台くらい、許可になって使用しております、今回の所は、〇〇〇番という所は現在駐車場になっているので、地目変更とかそういうものが必要ではないかと思われま。

もう一ヶ所は、〇〇〇〇〇の〇〇の隣の土地になりまして、耕作はしておりませんので問題はないと思いますのでよろしくお願い致します。

議 長

整理番号 7 ですが、8 番までありますが、今まで説明された方で何か質問有れば、7 番・8 番終了してから質問を承りますので、その点はよろしくをお願いします。

整理番号 7、瀬戸地区担当の安藤委員にお願いします。

安藤委員

17 日に事務局と会長と見て来ました。23 ページにある写真を見てください。家の一番端の方に進入路が実際今あります。ところが〇〇号の拡幅で、道が 1m か 2m 家の方に入るので、そこが急な斜面になるので車が進入できないと言う事で、北側になるのだと思うのですが進入路を作る。

法面で畑に使っていない。その上の平らな部分は使っているのですけど、法面で使っていない部分ですので、問題ないと思います。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長

整理番号 8、富浜地区担当の山田委員お願いします。

山田委員

25 ページの写真をご覧頂きたいと思ひます。

場所は、〇〇の〇〇という地区です。写真の左の真ん中辺に黄色の屋根が見えますが、〇〇〇〇というガソリンスタンドです。

非常に〇〇の方がよく見えます。農振法のリストに書いてありますけ

ど事務錯誤と思われます。よろしくお願ひ致します。

ちよつと聞きたいのですが、一番上の〇〇の〇〇とはちよつと違ひ。

事務局 〇〇は今、畑です。畑で横に〇〇が有つて、それを少し広げたいと言ひう事です。

議長 ただいま整理番号 1 から 8 まで各担当委員の説明が有りました。整理番号の 1 から 8 までのどの番号でも結構ですが、何か質疑が有る方は挙手の上お願ひます。

質疑がないようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願ひ致します。

全員賛成ですので、1 から 8 まで異議なしと決定致します。

日程第 3 報告事項

議長 日程第 3、報告事項を議題とします。

報告第 11 号について、事務局に報告を求めます。

事務局 転用確認証明の申請は 2 件でした。27 ページ 28 ページをご覧ください。

申請番号 1、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、面積は〇〇〇㎡で太陽光発電施設と言ひう事で、2 年前に許可が出ている場所ですが、ここで工事が終わったと言ひう事で、〇〇〇〇〇〇〇〇から申請がありまして、証明書を発行しました。

申請番号 2、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆、面積は合計で〇〇〇〇㎡です。

1 年前の申請で、資材置場として〇〇〇〇〇〇〇〇〇が使いたいと言ひう事で申請がありました。

整備した後大分葛の葉が出てきている部分もありましたが、碎石を敷いて圧着をして建設資材等一部ですけど、運ばれて来てありましたので、証明書を発行いたしました。

以上ですが、よろしくお願ひします

議長 只今の事務局からの報告に対し、何かご質問ご意見が有りましたら挙手の上、お願ひ致します。

はい、山田委員お願いします。

山田委員 写真はあるけど、図面はないですか。

事務局 地図は何時も付けてないですけど。

山田委員 ○○○○さんの所は、区画整理の地区内なので重要だからさ。場所を知りたかった。

事務局 分かりました。

議長 ほかに何かございますか。

山田委員 ついでに、区画整理の進行状況を課長もおりますので、分かっている範囲で教えてください。

志村課長 私の方は、産業観光課に異動して 1 年半近く経ったので、進行状況は小耳にはさむ程度しか分かりませんが、組合設立までは至って無くて、組合の準備会としている所で、一番大きな面積を所有している地権者さんに一寸まだ同意が得られてないと言う事で、組合の認可まで至って無いと言う事は聞いております。

この先、この地権者さんの動向で区画整理事業が進むのか、そこでストップするのかという状況ですという事は聞いておりますが、その辺の判断がそろそろ出るのではないかなと言う事は聞いておりますけど。

それ以上の事はここでは分かりません。

山田委員 直接担当でなくても、農地がかかわっている場所ですから、その辺はやはり関心を持ってください。

志村課長 ちょっと前情報を仕入れてと言うところです。よろしくをお願いします。

議長 他に何かございますか。無いようですので、承認頂いたものと致します。

程第 4 その他

議長 日程第 4 その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

事務局からございますか。

事務局 一点だけお願い致します。来週の金曜日になりますが、9月2日利用状況調査の説明会をまた行いたいと思いますので、ご予約頂きたいと思っております。

(諸連絡)

議長 他にないかございますか。皆さんの方から結構ですが、
ないようですから、本日の日程は全て終了致しました。
議事進行にご協力ありがとうございました。
最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ご苦労さまでした
これもちまして、令和4年第8回大月市農業委員会総会を閉会いた
します。どうもご苦労様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。